

原子力災害に備えた雲南市広域避難計画 新旧対照表

修正後	修正前	摘要
<p data-bbox="309 579 741 724">原子力災害に備えた 雲南市広域避難計画</p> <p data-bbox="367 871 685 916">令和4年6月改訂</p>  <p data-bbox="385 1289 667 1334">島根県 雲南市</p>	<p data-bbox="1214 579 1646 724">原子力災害に備えた 雲南市広域避難計画</p> <p data-bbox="1254 871 1606 916">令和3年10月改訂</p>  <p data-bbox="1288 1289 1570 1334">島根県 雲南市</p>	<p data-bbox="1899 376 2112 496">※新旧対照表ページと 素案ページは一致し ない</p>

修正後	修正前	摘要
目 次		
1. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2. 広域避難計画の策定に係る経過・・・・・・・・ 4 3. 計画策定にあたっての基本方針 4. 対象となる地域と避難先・・・・・・・・・・ <u>5</u> (1) 避難対象地域 (2) 避難先地域・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>6</u> 5. 防護措置の考え方 ・・・・・・・・・・ <u>7</u> (1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施 (2) 屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>8</u> (3) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施 6. 緊急事態発生時等の島根県からの連絡体制・・・・・・・・ 9 7. 雲南市の体制・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>11</u> (1) 市の広報体制等 (2) 広報のタイミング (3) 相談窓口の設置・・・・・・・・・・ <u>12</u> (4) 情報連絡、住民広報手段の確保 (5) 市の災害体制の設置基準 (6) 警戒態勢及び災害体制の解除・・・・・・・・ <u>13</u> (7) 災害対策本部の設置場所・・・・・・・・ <u>14</u> (8) 災害対策本部の退避先 8. 市民の避難・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>15</u> (1) 住民避難の基本的な考え方 (2) 住民避難の流れ (3) 避難先等の確保、周知・・・・・・・・ <u>16</u> (4) 避難手段及び避難ルート等・・・・・・・・ <u>17</u> (5) 園児、児童及び生徒等への対応・・・・・・・・ <u>18</u> (6) 外国人への対応 (7) 一時滞在者（観光客等）への対応 (8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用・・・・・・・・ <u>19</u> (9) 市民バス等の乗客への対応 (10) 避難完了の確認等 (11) 避難が長期化した場合の対応 (12) 指定避難先以外に避難した市民の把握	1. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2. 広域避難計画の策定に係る経過・・・・・・・・ 4 3. 計画策定にあたっての基本方針 4. 対象となる地域と避難先・・・・・・・・・・ <u>6</u> (1) 避難対象地域 (2) 避難先地域・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>7</u> 5. 避難方法等 ・・・・・・・・・・ <u>8</u> (1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施 (2) 屋内退避・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>9</u> (3) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施 6. 緊急事態発生時等の島根県からの連絡体制・・・・・・・・ 10 7. 雲南市の体制・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>12</u> (1) 市の広報体制等 (2) 広報のタイミング (3) 相談窓口の設置・・・・・・・・・・ <u>13</u> (4) 情報連絡、住民広報手段の確保 (5) 市の災害体制の設置基準・・・・・・・・ <u>14</u> (6) 警戒態勢及び災害体制の解除・・・・・・・・ <u>15</u> (7) 災害対策本部の設置場所・・・・・・・・ <u>15</u> (8) 災害対策本部の退避先 8. 市民の避難・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>16</u> (1) 住民避難の基本的な考え方 (2) 住民避難の流れ (3) 避難先等の確保、周知・・・・・・・・ <u>17</u> (4) 避難手段及び避難ルート等・・・・・・・・ <u>18</u> (5) 園児、児童及び生徒等への対応・・・・・・・・ <u>19</u> (6) 外国人への対応・・・・・・・・・・ <u>20</u> (7) 一時滞在者（観光客等）への対応 (8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用 (9) 市民バス等の乗客への対応・・・・・・・・ <u>21</u> (10) 避難完了の確認等 (11) 避難が長期化した場合の対応 (12) 指定避難先以外に避難した市民の把握	・所要の修正

修正後	修正前	摘要
<p>(13) 避難行動等の事前周知について・・・<u>20</u></p> <p>9. 避難行動要支援者の避難・・・<u>22</u></p> <p>(1) 避難の流れ</p> <p>(2) 避難先の確保及び周知・・・<u>23</u></p> <p>(3) 避難手段及び避難ルート等</p> <p>(4) 各施設別の避難計画の策定</p> <p>(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等・・・<u>24</u></p> <p>(6) 避難先での避難住民の登録</p> <p>(7) 避難が長期化した場合の対応</p> <p>10. 避難住民の支援体制・・・<u>25</u></p> <p>(1) 避難所（一般避難住民用）の開設</p> <p>(2) 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設</p> <p>11. 避難所の運営について・・・<u>27</u></p> <p>(1) 広域避難所</p> <p>(2) 広域福祉避難所・・・<u>28</u></p> <p>12. <u>実効性向上のための取組み</u></p> <p><u>(1) 国による広域避難の支援体制の強化</u></p> <p><u>(2) 避難先自治体との連携体制の強化</u></p> <p><u>(3) 避難計画の住民への周知と住民理解の促進 12. 今後の課題等</u></p> <p>13. 原子力災害時の広域避難実施の流れ・・・<u>29</u></p> <p>14. 雲南市における一時集結所・・・<u>30</u></p>	<p>(13) 避難行動等の事前周知について・・・<u>22</u></p> <p>9. 避難行動要支援者の避難・・・<u>24</u></p> <p>(1) 避難の流れ</p> <p>(2) 避難先の確保及び周知・・・<u>25</u></p> <p>(3) 避難手段及び避難ルート等</p> <p>(4) 各施設別の避難計画の策定</p> <p>(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等・・・<u>26</u></p> <p>(6) 避難先での避難住民の登録</p> <p>(7) 避難が長期化した場合の対応</p> <p>10. 避難住民の支援体制・・・<u>27</u></p> <p>(1) 避難所（一般避難住民用）の開設</p> <p>(2) 広域福祉避難所（避難行動要支援者用）の開設</p> <p>11. 避難所の運営について・・・<u>29</u></p> <p>(1) 広域避難所</p> <p>(2) 広域福祉避難所・・・<u>30</u></p> <p>12. <u>今後の課題等</u></p> <hr/> <p><u>(1) 避難先自治体との連携体制の強化</u></p> <p><u>(2) 市民への事前周知</u></p> <p>13. 原子力災害時の広域避難実施の流れ・・・<u>31</u></p> <p>14. 雲南市における一時集結所・・・<u>32</u></p>	
1. 計画の位置づけ		
<p>● 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）：<u>原子力施設から概ね5km圏</u></p> <p><u>国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域</u></p> <hr/> <p>● 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）：<u>原子力施設から概ね5～30km圏</u></p>	<p>● 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）：<u>概ね5km</u></p> <p>PAZとは、<u>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていることなどを踏まえ、「原子力施設から概ね5km」を目安とする。</u></p> <p>● 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）：<u>概ね5～30km</u></p>	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p>

修正後	修正前	摘要
<p><u>国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを低減するため、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき緊急防護措置を準備する区域</u></p> <p>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） <ul style="list-style-type: none"> 国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。 原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。 ①警戒事態（AL） <ul style="list-style-type: none"> その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を<u>を対象とした</u>避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。 ②施設敷地緊急事態（SE） <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。 ③全面緊急事態（GE） <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し<u>又は最小化するため、及び</u>確率的影響のリスクを低減する<u>ため</u>、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 	<p>UPZとは、<u>確率的影響のリスクを低減するため、緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）に基づき緊急防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30 kmの間で設定すること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30 km」を目安とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） <ul style="list-style-type: none"> 国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。 原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。 ①警戒事態（AL） <ul style="list-style-type: none"> その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の<u> </u>避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。 ②施設敷地緊急事態（SE） <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階。 ③全面緊急事態（GE） <ul style="list-style-type: none"> 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、<u> </u>確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。 	<p>・ 所要の修正</p> <p>・ 所要の修正</p>
<h2>2. 広域避難計画の策定に係る経過</h2>		
<p>島根県では、福島第一原子力発電所事故の課題を踏まえ、中国電力(株)島根原子力発電所（以下「島根原子力発電所」という）から30 km圏域の4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）とともに、県内市町村及び中国各県・市町村の協力を得て、平成24年11月に30 km圏外の避難先や避難ルート、避難方法等を定めた「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、関係4市はこの計画を基本としてそれぞれ広域避難計画を策定しました。</p> <p>島根県では、その後、国において新たな知見を取り入れた原子力災害対策指針が策</p>	<p>島根県では、福島第一原子力発電所事故の課題を踏まえ、中国電力(株)島根原子力発電所（以下「島根原子力発電所」という）から30 km圏域の4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）とともに、県内市町村及び中国各県・市町村の協力を得て、平成24年11月に30 km圏外の避難先や避難ルート、避難方法等を定めた「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、関係4市はこの計画を基本としてそれぞれ広域避難計画を策定しました。</p> <p>島根県では、その後、国において新たな知見を取り入れた原子力災害対策指針が策</p>	

修正後	修正前	摘要
<p>定されたことなどを受け、広域避難計画を改定しています。</p> <p>また、令和3年7月30日には、防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるために設置された島根地域原子力防災協議会において地域全体の避難計画である「緊急時対応」が具体的かつ合理的であることが確認され、さらに、9月7日には、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」で了承されました。</p> <p><u>この間、国の防災基本計画(原子力災害対策編)及び指針が順次修正及び改定され、県の地域防災計画(原子力災害対策編)についても所要の修正が行われていることから、これらと整合性を図るため、雲南市においても「原子力災害に備えた雲南市広域避難計画」を改定するものです。</u></p>	<p>定されたことなどを受け、広域避難計画を改定しています。</p> <p>また、令和3年7月30日には、防災基本計画及び原子力災害対策指針等に基づき策定される地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるために設置された島根地域原子力防災協議会において地域全体の避難計画である「緊急時対応」が具体的かつ合理的であることが確認され、さらに、9月7日には、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」で了承されました。</p> <p>これを受け、 _____雲南市においても「原子力災害に備えた雲南市広域避難計画」を全面改定するものです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応の策定等を踏まえた経過の追記 所要の修正

3. 計画策定にあたっての基本方針

(略)

4. 対象となる地域と避難先

(1) 避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市の範囲」を踏まえ、島根原子力発電所から30km圏内の次に掲げる地域とします。

町名	対象地域	受入市町名 (広島県)	人口
大東町	全域	東広島市	11,552人
加茂町	全域	三次市	5,710人
木次町	木次、新市、下熊谷、里方、山方、東日登、寺領、宇谷、西日登、上熊谷	三原市	7,796人
三刀屋町	三刀屋、下熊谷	世羅町	2,277人
	伊萱、給下、古城、高窪	竹原市	1,920人
合計			29,255人

※令和4年3月31日現在

(1) 避難対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市の範囲」を踏まえ、島根原子力発電所から30km圏内の次に掲げる地域とします。

町名	対象地域	受入市町名 (広島県)	人口
大東町	全域	東広島市	11,766人
加茂町	全域	三次市	5,775人
木次町	木次、新市、下熊谷、里方、山方、東日登、寺領、宇谷、西日登、上熊谷	三原市	7,910人
三刀屋町	三刀屋、下熊谷	世羅町	2,324人
	伊萱、給下、古城、高窪	竹原市	1,953人
合計			29,728人

※令和3年3月31日現在

・時点の修正

修正後	修正前	摘要																								
5. <u>防護措置の考え方</u>	5. <u>避難方法等</u>	・ 所要の修正																								
(略)																										
6. 緊急事態発生時等の島根県からの連絡体制																										
島根原子力発電所に関し、緊急事態区分に該当する事象等が発生した場合には、島根県から事態に応じて次の内容の連絡があります。	島根原子力発電所に関し、緊急事態区分に該当する事象等が発生した場合には、島根県から事態に応じて次の内容の連絡があります。																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な情報連絡の段階</th> <th>主な連絡内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)</td> <td>・ 事故の状況、島根県の対応状況 等</td> </tr> <tr> <td>② 警戒事態</td> <td>・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z <u>内</u>の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等</td> </tr> <tr> <td>③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)</td> <td>・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z <u>内</u>の避難準備連絡 ・ U P Z <u>内</u>の屋内退避準備 等</td> </tr> <tr> <td>④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)</td> <td>・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z <u>内</u>の避難指示 ・ U P Z <u>内</u>の屋内退避指示 等</td> </tr> <tr> <td>⑤ O I L 超過時</td> <td>・ 避難対象地域の避難等指示</td> </tr> </tbody> </table>	主な情報連絡の段階	主な連絡内容	① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・ 事故の状況、島根県の対応状況 等	② 警戒事態	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z <u>内</u> の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等	③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z <u>内</u> の避難準備連絡 ・ U P Z <u>内</u> の屋内退避準備 等	④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)	・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z <u>内</u> の避難指示 ・ U P Z <u>内</u> の屋内退避指示 等	⑤ O I L 超過時	・ 避難対象地域の避難等指示	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">主な情報連絡の段階</th> <th>主な連絡内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)</td> <td>・ 事故の状況、島根県の対応状況 等</td> </tr> <tr> <td>② 警戒事態</td> <td>・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z <u>圏内</u>の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等</td> </tr> <tr> <td>③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)</td> <td>・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z <u>圏内</u>の避難準備連絡 ・ U P Z <u>圏内</u>の屋内退避準備 等</td> </tr> <tr> <td>④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)</td> <td>・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z <u>圏内</u>の避難指示 ・ U P Z <u>圏内</u>の屋内退避指示 等</td> </tr> <tr> <td>⑤ O I L 超過時</td> <td>・ 避難対象地域の避難等指示</td> </tr> </tbody> </table>	主な情報連絡の段階	主な連絡内容	① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・ 事故の状況、島根県の対応状況 等	② 警戒事態	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z <u>圏内</u> の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等	③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z <u>圏内</u> の避難準備連絡 ・ U P Z <u>圏内</u> の屋内退避準備 等	④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)	・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z <u>圏内</u> の避難指示 ・ U P Z <u>圏内</u> の屋内退避指示 等	⑤ O I L 超過時	・ 避難対象地域の避難等指示	・ 所要の修正
主な情報連絡の段階	主な連絡内容																									
① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・ 事故の状況、島根県の対応状況 等																									
② 警戒事態	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z <u>内</u> の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等																									
③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z <u>内</u> の避難準備連絡 ・ U P Z <u>内</u> の屋内退避準備 等																									
④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)	・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z <u>内</u> の避難指示 ・ U P Z <u>内</u> の屋内退避指示 等																									
⑤ O I L 超過時	・ 避難対象地域の避難等指示																									
主な情報連絡の段階	主な連絡内容																									
① 環境放射線異常時、発電所異常時 (島根県対策会議設置時)	・ 事故の状況、島根県の対応状況 等																									
② 警戒事態	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ P A Z <u>圏内</u> の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等																									
③ 施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)	・ 島根県災害対策本部設置 ・ 施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 施設敷地緊急事態要避難者の避難指示 ・ P A Z <u>圏内</u> の避難準備連絡 ・ U P Z <u>圏内</u> の屋内退避準備 等																									
④ 全面緊急事態 (原災法15条該当)	・ 全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、島根県の対応状況 ・ 緊急事態宣言発出 ・ P A Z <u>圏内</u> の避難指示 ・ U P Z <u>圏内</u> の屋内退避指示 等																									
⑤ O I L 超過時	・ 避難対象地域の避難等指示																									
7. 雲南市の体制																										
(略)																										
8. 市民の避難																										
(1)～(2) (略)																										
(3) 避難先等の確保、周知 ① 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、	(3) 避難先等の確保、周知 ① 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、																									

修正後	修正前	摘要
<p>一定の地域単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定しているほか、一時集結所、避難ルート等を定めています。</p> <div data-bbox="181 389 940 727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一時集結所選定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 通信連絡手段が確保できること イ 緊急時に開設が可能であること ウ コンクリート造が望ましい エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること カ バス等大型車両が付近まで侵入可能であること等 </div> <p>② 市及び島根県は、<u>避難先自治体が段階的な避難所の開設や避難所への誘導を円滑に行えるよう、避難先自治体の協力を得て</u>、あらかじめ避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経由所」を選定しており、ここから順次開設される避難所へ誘導することとしています。</p> <p>③ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある受入れ自治体と避難受け入れについての調整を行います。また、市は避難を実施する段階で避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行います。</p> <p>④ 受入れ先自治体が自然災害等による被災等により受入れが困難な場合は、島根県が国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行います。</p>	<p>一定の地域単位で避難ができるよう、市は島根県と連携し、受入れ自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定しているほか、一時集結所、避難ルート等を定めています。</p> <div data-bbox="1086 389 1845 727" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一時集結所選定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 通信連絡手段が確保できること イ 緊急時に開設が可能であること ウ コンクリート造が望ましい エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること カ バス等大型車両が付近まで侵入可能であること等 </div> <p>② 市_____は、_____段階的な避難所の開設など避難実施の円滑化を図るため_____、_____あらかじめ避難先市町村内に避難住民が一旦立ち寄る「避難経由所」を選定しており、ここから順次開設される避難所へ誘導することとしています。</p> <p>③ 原子力災害発生時において、避難指示又は避難準備情報の発令が見込まれる段階で、市は、島根県を通じて、あらかじめ定めてある受入れ自治体と避難受け入れについての調整を行います。また、市は避難を実施する段階で避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行います。</p> <p>④ 受入れ先自治体が自然災害等による被災等により受入れが困難な場合は、島根県が国と連携して、あらためて他の自治体等と避難住民の受入れの調整を行います。</p>	<p>・記載の適正化</p>
<p>(4) 避難手段及び避難ルート等</p> <p>① 避難手段の確保</p>	<p>(4) 避難手段及び避難ルート等</p> <p>⑦ 避難手段の確保</p>	

修正後	修正前	摘要
<p>ア、 自家用車で避難する場合は、避難行動要支援者の避難支援に配慮すること及び渋滞を避けるため、自治会及び自主防災組織等において可能な限り乗り合わせて避難することを原則とします。</p> <p>イ、 自家用車避難が困難な市民は一時集結所から、やむを得ず学校等から避難する場合の園児、児童及び生徒等については、学校等からのバス等の避難手段による集団避難を行います。</p> <p>ウ、 一時集結所からバス等を使用して避難する場合は、女兒、女性、乳幼児及び妊産婦、その他の避難行動要支援者等に配慮し、幼児を除いて男女それぞれ別に避難できるよう努めます。</p> <p>エ、 鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用します。</p> <p>オ、 バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て、市と連携しながら確保し、一時集結所等必要な箇所へ手配します。</p> <p>カ、 島根県は、バス等での避難が困難な場合や、確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行います。</p> <p>② 一時集結所の運営</p> <p>ア、 市は、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等定めます。</p> <p>イ、 一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人員の振り分け、バス乗車の誘導等とします。</p> <p>③ 避難ルートの設定</p> <p>ア、 <u> </u>避難先を踏まえ、島根県及び市は <u> </u>地区ごとにあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しています。</p> <hr/> <hr/>	<p>キ、 自家用車で避難する場合は、避難行動要支援者の避難支援に配慮すること及び渋滞を避けるため、自治会及び自主防災組織等において可能な限り乗り合わせて避難することを原則とします。</p> <p>ク、 自家用車避難が困難な市民は一時集結所から、やむを得ず学校等から避難する場合の園児、児童及び生徒等については、学校等からのバス等の避難手段による集団避難を行います。</p> <p>ケ、 一時集結所からバス等を使用して避難する場合は、女兒、女性、乳幼児及び妊産婦、その他の避難行動要支援者等に配慮し、幼児を除いて男女それぞれ別に避難できるよう努めます。</p> <p>コ、 鉄道等での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用します。</p> <p>サ、 バス等の避難手段については、島根県が、国、関係機関の協力を得て、市と連携しながら確保し、一時集結所等必要な箇所へ手配します。</p> <p>シ、 島根県は、バス等での避難が困難な場合や、確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行います。</p> <p>⑧ 一時集結所の運営</p> <p>ウ、 市は、あらかじめ一時集結所に市職員を配置し、開設責任者、開設手順、要員、連絡先等定めます。</p> <p>エ、 一時集結所で行う事務は、市災害対策本部との連絡、避難者名簿の作成、乗車人員の振り分け、バス乗車の誘導等とします。</p> <p>⑨ 避難ルートの設定</p> <p>ア、 <u> </u>一次避難先を踏まえ、<u> </u>市は概ね地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定しています。</p> <p>イ、 避難ルートは、島根県警察本部等が策定する交通規制・避難誘導計画に定める避難ルートです。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・所要の修正</p>

修正後	修正前	摘要
<p><u>イ、 _____ 避難の実施</u>が見込まれる段階で、<u>島根県及び市は、原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の決定状況等を踏まえて、島根県警本部等関係者</u>とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定します。</p> <p>④ 避難誘導・交通規制体制の整備</p> <p>ア、 島根県警察本部は、避難を円滑に実施するため、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整えておきます。</p> <p>イ、 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討しておきます。</p> <p>ウ、 島根県警察本部は、広域避難実施時には災害状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制を基本に、必要に応じて再調整を行い、避難住民の避難誘導・交通規制を実施します。</p> <p>⑤ 避難退域時検査体制の整備</p> <p>ア、 放射性物質放出後に一時移転等の指示が出された場合、住民等の汚染状況を確認するため、国の指示を受け、島根県が、避難退域時検査及び簡易除染を実施します。</p> <p>イ、 島根県では、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定し、候補地や検査手順等を定めています。</p> <p>ウ、 市は、避難退域時検査が必要であることを、事前に市民に対し周知します。</p> <p>⑥ 避難住民の支援体制の整備</p> <p>島根県は、避難時における、食料・飲料水、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援ポイントの設定や物資の集積・</p>	<p>ウ、 島根県及び市は、避難指示又は避難準備情報の発令 _____ が見込まれる段階で、 _____ 島根県警本部等関係機関とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定します。</p> <p>⑩ 避難誘導・交通規制体制の整備</p> <p>エ、 島根県警察本部は、避難を円滑に実施するため、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整えておきます。</p> <p>オ、 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討しておきます。</p> <p>カ、 島根県警察本部は、広域避難実施時には災害状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制を基本に、必要に応じて再調整を行い、避難住民の避難誘導・交通規制を実施します。</p> <p>⑪ 避難退域時検査体制の整備</p> <p>エ、 放射性物質放出後に一時移転等の指示が出された場合、住民等の汚染状況を確認するため、国の指示を受け、島根県が、避難退域時検査及び簡易除染を実施します。</p> <p>オ、 島根県では、国の「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を踏まえ「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」を策定し、候補地や検査手順等を定めています。</p> <p>カ、 市は、避難退域時検査が必要であることを、事前に市民に対し周知します。</p> <p>⑫ 避難住民の支援体制の整備</p> <p>島根県は、避難時における、食料・飲料水、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート沿線での支援ポイントの設定や物資の集積・</p>	<p>・ 所要の修正</p>

修正後	修正前	摘要
<p>支援などの体制について、国や関係する自治体と連携して検討を進めます。その際には、高齢者や女性への配慮に留意します。</p>	<p>支援などの体制について、国や関係する自治体と連携して検討を進めます。その際には、高齢者や女性への配慮に留意します。</p>	
(5)～(6) (略)		
<p>(7) 一時滞在者（観光客等）への対応</p> <p>① <u>島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに自家用車等による早期帰宅を求めていることとしています。</u></p> <p>② <u>また、屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避を行うこととしています。</u></p> <p>③ <u>屋内退避後は、一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅することとしています。</u></p>	<p>(7) 一時滞在者（観光客等）への対応</p> <p>① <u>島根県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブルが重大化した段階（島根県対策会議設置時）以降、報道機関、緊急速報メールなどを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行います。</u></p> <p>② <u>観光客は、自家用車等で速やかに帰宅することとしています。</u> <u>また、屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避することとしています。</u></p> <p>③ <u>屋内退避後は、一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅することとしています。</u></p> <p>④ <u>J R 西日本の乗客に対する警戒、避難等の情報伝達は国及び島根県からの情報に基づき J R 西日本が車内放送等により情報を伝達します。</u></p> <p>⑤ <u>市は、避難指示が出された区域の巡回等により観光客等が避難したことの確認を行います。</u></p>	<p>・ 字句等修正 ・ 記載の適正化</p>
(8)～(13) (略)		
9. 避難行動要支援者の避難		
(1)～(4) (略)		
<p>(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等</p> <p>① 市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておきます。</p> <p>② 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児及びその保護者への情報伝達、支援等の方法について、十分留意します。</p>	<p>(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等</p> <p>① 市は島根県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておきます。</p> <p>② 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児_____への情報伝達、支援等の方法について、十分留意します。</p>	<p>・ 所要の修正</p>
(6)～(7) (略)		
10. 避難住民の支援体制		

修正後	修正前	摘要
(略)		
1 1. 避難所の運営について		
(略)		
1 2. <u>実効性向上のための取組み</u>	1 2. <u>今後の課題等</u>	・ 所要の修正
<p><u>広域避難計画の実効性をより高めていくためには、国による広域避難の支援体制強化など諸課題の解決が不可欠であり、島根県を通じて国への働きかけなどの対応を積極的に進めていきます。</u></p> <p><u>(1) 国による広域避難の支援体制の強化</u></p> <p>① <u>県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難元及び避難先自治体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるよう様々な機会において島根県を通じて国へ働きかけていきます。</u></p> <p>② <u>特に、避難行動要支援者等の避難に当たっては、複合災害時など、自衛隊や海上保安庁等のヘリ、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援が必要な状況が想定されることから、島根県を通じて国に対して支援体制の充実化を働きかけていきます。</u></p> <p>③ <u>避難等を円滑かつ迅速に実施するため、市の情報通信機器、防護資機材や避難退城時検査で必要となる資機材の確保が必要であり、島根県を通じて国に対して、市が行う各種原子力防災資機材等の確保に対する十分な財政支援を働きかけていきます。</u></p> <p><u>(2) 避難先自治体との連携体制の強化</u></p> <p>① <u>情報連絡体制、避難所・避難経路所・広域福祉避難所の運営等について、島根県及び市は引き続き避難先自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていきます。</u></p> <p><u>(3) 避難計画の住民への周知と住民理解の促進</u></p> <p>① <u>あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても、引き続き周</u></p>	<p>市は、広域避難計画の具体性をより高めていくためには、国の原子力防災体制の早期の確立など諸課題の解決が不可欠であり、島根県を通じて国への働きかけなど対応を進めていきます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(1) 避難先自治体との連携体制の強化</u></p> <p>① <u>広域避難計画の策定にあたって、避難先の確保を中心に受入れ自治体等から多大な協力をいただいておりますが、情報連絡体制、避難所の運営等の体制、費用負担のあり方など、引き続き受入れ自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていきます。</u></p> <p>② <u>必要に応じて、広域避難受入れにかかる協定などの取り決めについても検討していきます。</u></p> <p><u>(2) 市民への事前周知</u></p> <p><u>避難先や避難ルート等のほか、原子力災害時における行動のあり方、留意事項等について、引き続き住民へ周知を行う必要があります。</u></p>	<p>・ 所要の修正</p>

修正後		修正前		摘要
<u>知を行うことが必要であり、災害時における情報伝達手段についても、充実化していく必要があります。</u>		併せて、災害時における情報伝達手段についても、充実化していく必要があります。		
1 3. 原子力災害時の広域避難実施の流れ				
(略)				
1 4. 雲南市における一時集結所				
(略)		(略)		・ 所要の修正
各地区の一時集結所		各地区の一時集結所		
大東町	大東公園市民体育館	雲南市大東町大東1094	大東公園市民体育館、大東小学校、大東中学校、大東西小学校、佐世小学校、阿用小学校、(旧)久野小学校、海潮中学校	
	大東小学校	雲南市大東町田中43-4		
	大東中学校	雲南市大東町養賀967		
	大東西小学校	雲南市大東町仁和寺2435		
	佐世小学校	雲南市大東町上佐世1394-1		
	阿用小学校	雲南市大東町東阿用109		
	(旧)久野小学校	雲南市大東町上久野44-1		
	海潮中学校	雲南市大東町南村268		
加茂町	加茂文化ホール「ラメール」	雲南市加茂町字治303	加茂文化ホール「ラメール」、加茂中学校、加茂小学校	
	加茂中学校	雲南市加茂町神原1262		
	加茂小学校	雲南市加茂町加茂中1031		
木次町	木次小学校	雲南市木次町木次1001-1	木次小学校、木次経済文化会館「チェリヴァホール」、木次体育館、下熊谷交流センター、斐伊小学校、斐伊体育館、寺領小学校、西日登小学校	
	木次経済文化会館「チェリヴァホール」	雲南市木次町里方55		
	木次体育館	雲南市木次町新市409		
	下熊谷交流センター	雲南市木次町下熊谷1096-1		
	斐伊小学校	雲南市木次町里方1064		

修正後			修正前		摘要
三刀屋町	斐伊体育館	雲南市木次町里方917			
	寺領小学校	雲南市木次町寺領612			
	西日登小学校	雲南市木次町西日登985			
	三刀屋中学校	雲南市三刀屋町三刀屋394	三刀屋	三刀屋中学校、三刀屋文化体育館「アスパル」	
	三刀屋文化体育館「アスパル」	雲南市三刀屋町古城1-1	町		